

国税通則法等の改正（事前通知関係）について

～税務代理権限証書の様式の改訂～

平成 27 年 4 月 24 日
日本税理士会連合会
業 務 対 策 部

はじめに

平成 27 年度税制改正において国税通則法及び税理士法（以下「国税通則法等」）の一部が改正されたことにより、調査の事前通知の規定が改めて整備されるとともに、税理士法 30 条に規定される税務代理権限証書の様式が改訂されました。当該改正は、平成 27 年 7 月 1 日以後に実施する事前通知から適用されます。

以下は、国税通則法等の改正に係る対応及び留意点について、国税庁の協力を得て取りまとめたものです。

会員各位におかれては、以下の事項に十分ご留意ください。また、本紙 7 面に改訂後の税務代理権限証書の様式を掲載していますのでご参照ください。

なお、国税庁では、「税務調査手続に関する FAQ（税理士向け）（平成 27 年 4 月改訂）」を同庁ホームページに公表していますので、併せてご参照ください。

※<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h24/nozeikankyo/zeirishi.htm>

1 改正の概要

国税通則法等の一部が改正され、税務代理権限証書に、税務代理人（以下「代理人」）が複数ある場合における代表する代理人の定めがあるときには、これらの代理人への事前通知は当該代表する代理人に対して行えば足りることとされました（平成 27 年 7 月 1 日以後に行う事前通知から適用）。

また、税理士法施行規則が改正され、税務代理権限証書の様式が改訂されました。改訂後の税務代理権限証書には、「代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め」欄が設けられています。

（参考）

税務代理権限証書の提出日	使用する様式
平成27年 6 月30日以前	改訂前の税務代理権限証書
平成27年 7 月 1 日以後	改訂後の税務代理権限証書（当分の間、改訂前の様式も使用可）

2 代表する代理人の定めの記事

今後、税務代理権限証書を作成する際、納税義務者と委任関係にある代理人が複数の場合、①納税義務者にこの制度を説明した上で、代表する代理人を定めるか否かを確認し、②代表する代理人を定める旨が示されたときには、税務代理権限証書にその旨を記載してください。

記載に当たっては、税務代理権限証書の提出日に応じて、次により記載してください。

《平成 27 年 6 月 30 日以前に税務代理権限証書を提出する場合》

改訂前の税務代理権限証書の「2 その他の事項」欄に、「上記の代理人に税務代理を委任した事項に関して調査が行われる場合には、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。」と記載する。

《平成 27 年 7 月 1 日以後に税務代理権限証書を提出する場合》

改訂後の税務代理権限証書の「代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め」欄にレ印を記載する。

【留意事項】

- 代表する代理人の定めについては、税務代理権限証書に記載する必要があります。口頭や税務代理権限証書以外の書面は認められません。
- 代表する代理人は、当該代表する代理人が委任を受けている税目について、他の代理人を代表することができます(代表する代理人が委任を受けていない税目について他の代理人が委任を受けている場合、当該代表する代理人は、当該他の代理人の事前通知を代表することはできません。)

3 代表する代理人の定めを記載した税務代理権限証書の提出

代表する代理人の定めを記載した税務代理権限証書の提出に当たっては、次の事項に留意してください。

【留意事項】

- 代表する代理人の定めを記載した税務代理権限証書は、平成 27 年 6 月 30 日以前であっても提出することができます。ただし、この場合には、改訂前の税務代理権限証書を使用することとなります。
- 申告書・税務代理権限証書を提出した後に、納税義務者から代表する代理人を定める旨が示された場合には、代表する代理人の定めを記載した税務代理権限証書について、①翌年分等の申告の際に提出するのか、②既に申告書等を提出した直近の年分等について再提出するのかを納税義務者と相談してください。
なお、①の場合には、提出までの間の事前通知は他の代理人にも行われますので、できる限り、既に申告書等を提出した直近の年分等について再提出してください。

4 代表する代理人が事前通知を受けたときの対応

代表する代理人として事前通知を受けた場合、他の代理人への事前通知は行われなため、納税義務者に他の代理人の氏名等を確認し、通知された事項を他の代理人に確実に伝えてください。

5 照会等

今回の改正内容や税務代理権限証書の記載方法等に関する一般的な照会等については、平成 27 年 6 月 30 日までは、各税理士会で取りまとめた上で、各国税局又は沖縄国税事務所を窓口として問合せを行うこととしています。

については、平成 27 年 6 月 30 日までに、会員各位におかれて照会等を行う場合は、ご所属の税理士会を窓口としていただきますようお願いいたします。